

(仮称) 新城市地域産業総合振興条例素案について

新城市地域産業総合振興条例審議委員会

もくじ

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | はじめに | 2 |
| 2 | 答申にあたって | 3 |
| 3 | 地域産業総合振興条例素案について | 21 |
| | (1) 条例素案の全体構成 | |
| | (2) 条例素案 | |
| 4 | おわりに | 25 |

1 はじめに

21世紀に入り、新都市の地域産業は大きな転機を迎えています。少子化の加速、労働力の不足、グローバル競争が進展することで、地域の中小企業経営は厳しさを増しています。他方、農業では6次産業化、企業の参入、大規模化などが進行し、農産物の品質向上・高付加価値化とともに価格競争が激化するなど、少子高齢化やグローバル化に左右されるようになってきました。

同時に、地域産業振興は、従来の企業誘致や雇用形成、所得の向上にとどまらず、地域の歴史文化の継承、里山保全、地域コミュニティの再生、自然環境の保全なども目的にして取り組む必要性が高まってきました。

国においては、平成22年6月に『中小企業憲章』が閣議決定され、その憲章には国の具体的な取り組みとしての「行動指針」が示され、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意が宣言されました。愛知県においては、こうした動きに呼応して、平成24年10月に『中小企業振興基本条例』を制定し、地域産業振興の一環として県内の中小企業の振興を積極的に推進していく方針を示しました。

新都市では、平成27年度に新東名高速道路愛知県内区間が開通し、市内にインターチェンジが開設されます。こうした交通環境の変化は、市民の生活圏の拡大や都市農村交流を進展させ、本市の地域経済の発展にとって大きなチャンスになることが期待されます。しかし、他方では、労働力の流出によって市内中小企業の経営困難を招き、人口流出による中山間地域の空洞化、里山や田園風景など自然環境の荒廃などを生むことも心配されています。

穂積市長は、平成25年11月の市長選挙において、本市が直面する地域経済の様々な困難や未来への可能性を念頭に置き、本市の地域産業に関する振興条例の策定を、第3期マニフェストの重点政策の一つとして位置付けました。また、この条例の制定による地域産業の振興は、新都市総合計画の後期計画(平成27年度～平成30年度)においても、市の重要な施策に位置づけられました。

このような状況から、市民、事業者、産業界の相互連携を市内はもとより市外とも強化し、本市の地域産業の総合的な振興策を展開していく基盤として、地域産業の振興に向けた条例の制定とその推進体制について諮問されました。そして、その検討は、平成26年7月から新都市地域産業総合振興条例審議委員会で取り組まれてきました。その成果を以下において報告いたします。

2 答申にあたって

私たち新城市地域産業総合振興条例審議委員会委員16名は、以下の点について留意し、その実践の中から、今回の答申をまとめました。答申の内容を最大限尊重していただき、条例の制定及び制定後の運用においても踏襲されるよう切望します。

〈委員相互の情報共有〉

平成26年7月の第1回審議委員会では、私たち16名の委員は、条例の意義や制定に向けた自分たちの考え方を相互に交換することから活動を開始しました。

各委員からは、今回の条例の検討に際しては、新城市の地域経済の実態を調査研究しながら進めていきたいとの考えが示されました。例えば、市内中小零細事業者の経営はどのような課題に直面しているのか、後継者問題は存在するのか、市内従業者は生活環境にどのような課題を感じているのか、若者は市内事業所への就業をどう考えているのか、市内の生産農家は食の安心安全にどう取り組んでいるのか、人口減少は市内事業所の経営にどのような影響を及ぼしているのか、若者や女性の起業・創業を支援するには何が必要なのか、地域の産業振興と自然環境の保全や防災対策をどう両立させるべきか、などが紹介されました。

こうした多面的視点から新城市の地域経済状況を調べ、課題を共有することから、審議委員会は活動を開始していくべきであるとの意見が各委員から共通して出されました。

〈実態調査による率直な声の聴取とその反響〉

審議委員会では、こうした諸課題を把握するためにワーキンググループを設置し、市内の中小事業者や大企業の従業者から意見を聴取しながら検討を開始することにしました。

調査事業では、ヒアリング調査とアンケート調査を実施しました。その際、今回の条例を審議するために就任した委員の皆さんが率先して調査に参加協力くださいました。同時に市内の事業者及び従業員の皆さんからも格別なご協力を賜りました。

調査員には、審議会の委員の他に、愛知大学地域政策学部の鈴木誠ゼミナールの学生、市関係職員が参加し、真摯な姿勢で実態調査に取り組みました。その取り組みを通じ、調査対象事業所・個人事業主の方からは「学生や若手職員が直接、事業所に訪問し、意見を聞いてくれたことは、大変ありがたい」、「こうした調査は、過去あまり行われた記憶がない。それだけに地域の実態を踏まえた産業政策ができることに期待したい。」、「市内の各事業者が直面する、あるいは考えている地域課題を情報として共有し、これからの新城市のまちづくりを進めていくために活かしてほしい。」などの予期せぬ嬉しい反響も多々ありました。

〈状況変化に即応した調査項目の設定〉

さらに、第1回の審議委員会の開催では、有識者の民間研究機関「日本創生会議（座長：増田寛也元総務大臣）」が「消滅可能都市」として新城市を取り上げたことが話題となり、ヒアリング調査項目として設定することで、各事業所、個人事業主から、この提言に対する

意見等を聞くこともできました。

〈回数を重ねて実施したグループ討議〉

今回の審議委員会の最大の特徴は、徹底したグループ討議を行ったことです。9回の審議会のうち、5回を条例に盛り込むべき項目等についてのグループ討議に費やしました。各委員が意見表明できる機会を保障したことで、新城市の産業や経済が直面する厳しい現状を把握でき、さらにこれまでの新城市の施策について足りない点なども知ることができました。

〈審議段階での委員長からの情報提供〉

審議段階のレベルに合わせた情報提供としては、第1回審議員会では先例地としての「東京都墨田区の中小製造業実態調査」、「北海道帯広市の推進体制」や第6回審議委員会の条文確定の段階では、これまでの審議会の意見をまとめ、そのうえで最新の情報等を加味して作成された委員長資料『中小企業政策～新城市の事例を考える～』の中で「岐阜県恵那市中野方地域自治区」や「静岡県浜松市天竜区熊地区」の実例など、豊富な情報提供を得て議論の深化を図りました。

以上、これまでの答申に至った経緯を見てきましたが、この委員会が最も重要視してきたことは、政府の地方創生における地域産業振興の方向性を踏襲するなど政府方針に従属するのではなく、新城市内の産業課題等を市民の生活目線でとらえるとともに、独自の調査研究を通して、正確な課題の把握に努め、地域産業政策の意義、責務や役割、方向性、政策の推進体制などを組み立てるという点でした。

こうした観点で審議委員会の回数を重ねることによって、私たちは、産業振興とは国の補助金等によって取り組む行政施策を言うのではなく、市民が働きがいを得られる職場をつくること、すべての市民が潜在能力を発揮できる条件を制度として整備することに気づきました。そして、そうした施策は、行政のみで作るのではなく、市民や事業者、行政区等と協力連携し、まさに市民協働によって策定し、運用することが重要であることを知りました。

さらに、産業政策は、働く機会をつくることに終わるのではなく、地域の自然環境を保全し、歴史文化を継承し、未来に向けて新城市をよりよいまちへと再生・創造していくことに通じなければならないことにも気づきました。

以上のような気づきや認識を深めたことで、私たちは条例内容に「産業自治」という言葉を盛り込みました。すなわち、市民、事業者、市、行政区等が協働し、近隣地域や大都市、国外とも連携しながら産業を生み育て、そうした産業が新城市をよりよい都市へと導くという社会目標を込めて「産業自治」を条例素案に謳いました。その際、自治基本条例との整合性にも十分な注意を払ったことは言うまでもありません。

○ 答申に至った経緯

ア 審議委員会設置・開催準備

| 日 時 | 内 容 |
|--------------------------------------|--|
| 平成 25 年 12 月 27 日(金) | 新城市地域産業総合振興条例審議委員会条例の施行 |
| 平成 26 年 3 月 10 日(月) ～ 4 月 10 日(木) | 条例審議委員会委員公募委員 2 名を募集・その他の委員就任の調整 (うち 1 名は 35 歳以下の若者枠設定) |
| 6 月 1 日(日) | 公募 2 名を含む 16 名に条例審議委員会委員を委嘱 |

イ 審議委員会

| 回数 | 日時/会場 | 内 容 |
|-------|----------------------------------|---|
| 第 1 回 | 平成 26 年 7 月 25 日(金) /消防防災センター | 市長から条例制定に対する意義、思い、考えを伝達 委員へ辞令交付 委員長、副委員長を選出 事務局から、他市町村の状況や内容を説明 鈴木委員長から情報提供（東京都墨田区、北海道帯広市） 今後のスケジュール検討 実態調査のためのワーキンググループ設置を承認 |
| 第 2 回 | 12 月 4 日(木) /消防防災センター | ヒアリング調査の結果概要 検討テーマ「地域産業の発展と支援・目標及び具体的内容」 ・目標 ・支援策 ・盛り込むべき内容 グループ討議 アンケート結果に対する検討 |
| 第 3 回 | 平成 27 年 1 月 27 日(火) /消防防災センター | ヒアリング結果の概要 グループ討議 |
| 第 4 回 | 2 月 24 日(火) /勤労青少年ホーム | 条例に盛り込むべき事項の検討 グループ討議 |
| 第 5 回 | 5 月 13 日(水) /消防防災センター | アンケート調査結果の概要 条例に盛り込むべき事項の検討 グループ討議 |
| 第 6 回 | 7 月 8 日(水) /消防防災センター | 条例骨子(案)の検討 グループ討議 |

| | | |
|-----|-----------------------|--|
| 第7回 | 7月29日(水) ／勤労青少年ホーム | 鈴木委員長から情報提供 (岐阜県恵那市中野方地域自治区、浜松市天竜区熊地域) 条例条文確定の検討 |
| 第8回 | 8月19日(水) ／消防防災センター | 条例条文の確定の検討 今後の日程(答申、パプコメ、議会上程) |
| 第9回 | 9月9日(水) ／本庁舎政策会議室 | 答申書(案)の承認 市長への答申 |

ウ 調査・研究

〈実態調査〉

| 期 日 | 内 容 |
|-------------------------------|---|
| 平成26年 9月11日(木) ／勤労青少年ホーム | 審議委員会第1回ワーキング 実態調査スケジュール検討 ヒアリング部会・アンケート部会の設置について |
| 9月17日(水) ／勤労青少年ホーム | 審議委員会第2回ワーキング 実態調査ヒアリング調査設問(案)について |
| 9月24日(水) ／勤労青少年ホーム | 審議委員会第3回ワーキング 実態調査各部会(案)まとめについて |
| 10月15日(水) ／勤労青少年ホーム | 審議委員会第4回ワーキング 実態調査最終調査票・調査対象の最終案とりまとめ |
| 10月17日(金) ／勤労青少年ホーム | 審議委員会実態調査ヒアリング・アンケート(最終案) ⇒ 審議委員会事務局の提出 |
| 10月27日(月) | 審議委員会実態調査ヒアリング・アンケートの調査内容決定 ⇒ 審議委員会委員からの意見依頼(意見1件があり、修正) |
| 11月6日(木) ～11月20日(木) ／市内 | ①事業所(事業主)ヒアリング調査実施 延べ21班(委員・選出職員+愛大学生延べ19人) 事務局職員 ヒアリング実施事業所数 79事業所 ②事業所従業員アンケート調査票配布 |
| 11月28日(金)～ ／市内 | 事業所従業員アンケート調査票(ヒアリング時に依頼)の回収 アンケート票回収人数 856人 |

〈先例地視察〉

| 期 日/場 所 | 内 容 |
|-------------------------------|--|
| 平成26年6月12日(木) ／安城市産業振興部商工課 | 先例地の状況調査・研究 ・議会及び中小企業協議会の要望・コーディネーターを活用 |

| | |
|---------------------------------------|--|
| 6月16日(月) ／高浜市都市政策部地域産業G | 先例地の状況調査・研究 ・地場産業（三州陶器瓦）の振興を加味 |
| 平成27年8月5日(水) ～6日(木) ／岡山県英田郡西栗倉村 | 産業振興に係る先例地視察 森林を核とした産業創造、創業支援 (地域おこし協力隊、薪ボイラー導入事例) |

エ 意見交換・情報収集・事業研究

| 期 日／場 所 | 内 容 |
|--|--|
| 平成27年6月1日(月)・3日(水) 10日(水)・29日(月) ／市役所・各事業所 | 市内女性起業家等意見交換 7名 美容サロン、カフェ、保育サービス、美術教室、 菓子製造販売、学習塾・ピアノ教室、英語教室 |
| 7月2日(木) ／消防防災センター | 若者議会における意見聴取 (事務局職員3名) |
| 7月10日(金) ／県西三河事務所 | クラウドファンディング活用促進事業説明会 県による事業の説明 自治振興事務所職員3名 事務局職員2名 |
| 7月11日(土) ／学童農園 山びこの丘 | 若者議会における意見聴取 (事務局職員2名) |
| 7月22日(水) ／本庁舎 政策会議室 | 第15回市民自治会議 (地域産業総合振興条例策定事業説明) 事務局職員2名 |
| 8月20日(木) ／ホテルアソシア豊橋 | クラウドファンディング活用促進セミナーに参加 審議委員会委員1名 事務局職員1名 自治振興事務所職員4名 事業者1名 |

○ ヒアリング調査

実施期間 平成 26 年 11 月 6 日～11 月 20 日

実施対象 79 事業所

調査員 審議会委員 2 名 審議会委員推薦者 3 名

愛知大学ゼミ生 19 名(延べ) 関係課市職員 8 名 事務局職員 3 名

(回答事業者属性)

事業所規模については、従業者 10 人未満が 38 事業所、10 人以上 20 人未満の 16 事業所、20 人以上 30 人未満が 7 事業所、30 人から 50 人未満が 7 事業所で、50 人以上は 9 事業所で不明が 1 事業所である。(回答市内の事業所は、ほとんどが中小企業・個人事業主である。)

ア 異業種間連携の必要性について

「必要」と回答した事業者は、全体の 89.4%であり、すでに「実施ないし計画」と回答した事業者は、51.9%である。「必要」と答えたが「実施していない」と回答した事業者が、36.4%である。業種別ではばらつきが大きく、観光業、製材業などは比較的連携を進めている傾向がある。

＝「必要」と回答しながらも、「実施・計画ができない」と回答する事業者があり、事業者が求め、実効性の高い支援が、まずは必要であると考えられる。

イ ヒアリング調査における聴取内容

以下では、ヒアリング調査における聴取した内容のうち、主なものを掲載します。

＜市の魅力づくりや直面する課題、今後の対策として必要なこと等について＞

○ 魅力について

- ・田舎に住みたい人がいるか。
- ・新城市とは何かというものが無い。取り柄が無ければ負けていく。方向性が分からないから、市民もついていかない。
- ・住みやすい街づくりは魅力がなければ。新城として何か推進するもの考える。
- ・若い人を呼ぶ魅力を。企業誘致の推進を。
- ・住みにくい街ではない。むしろ都会の方が住みづらい。
- ・新東名を活用し、産業を誘致。人口減少は呼び込みが必要。奥三河から人を呼んでくる。
- ・魅力になるものを創り上げる⇒イメージアップを図る。
- ・実情として仕事が無いわけではない。ただ住環境で他市に負けている。
- ・「田舎」というイメージを払拭する政策を。
- ・市の(魅力)のPRをもっと盛大に行う。
- ・地産地消ではなく、地産外消を

- ・新東名をうまく利用する。
- ・良くも悪くもメディアに注目してもらい、利用する。マスコミを取り込む。
- ・若い女性にウケるもの。
- ・歴史好きをターゲットにしたもの。営業に来た人が時間をみて市内の歴史関係の観光スポットに行っているらしい。
- ・現在は高齢社会なので、新城市を中心に介護ワーカーの育成をすればいいと考えている。特に外国人を中心に。
- ・まずは、新城を見て貰えば、良いところが分かる。
- ・新城には宝がたくさんある。だから他地域よりも早くアピールが必要。
- ・新城市の魅力である「安全」をどうアピールしていくかが重要。
- ・地元の人々が新城市に隠されている魅力をPRしていくことが、重要である。
- ・小学校の廃校を活用したら。
- ・地元の魅力のある商店街
- ・土地利用・住環境の魅力化(広い土地でのびのび生活できる環境づくり)
- ・都市部では土地が高く、居住できない。新城を都市のベッドタウンに。
- ・低価格によるリピーターの確保
- ・魅力ある制度を作る。これにより人をひきつけ、人口増加を。
- ・その他にも、桜淵はいいところなので、もっとPRしてほしい。
- ・歴史ある街なので、道の駅周辺の歴史スポットのPRをしたり、スタンプラリーなどで史跡めぐりをするのもいいのではないかと考えている。

○人口について

- ・市外の人を受け入れられる体制づくり。
- ・行政が新規分譲を行ったりして人を呼び込む必要があると思う。
- ・もっと企業を誘致して雇用機会を確保し、市内居住者を増やす。
- ・もっと魅力の発信を。浜松市のベッドタウンになるような施策を。
- ・人口が少ない。高齢化。地元に残る若者が欲しい。買い物人口が減っている。
- ・人口減少から、中小企業が成り立たなくなる。
- ・人が来る施策を。またはコンパクトシティを目指す。
- ・人口が減少し、商業で集客が望めない。
- ・離農が多く、外から人が来られる環境を。
- ・市内に助産所だけでなく、子どもを産める環境を。
- ・子育てができる土地でないと、人口は増えない。中高生の送り迎えなど通学に難。
- ・市内に住んでいる人の子どもが独立するために家を建てることは多いが、外から来る人は少ない。
- ・ネット環境があれば仕事ができるという人を対象に、空き家対策で家を提供する。
- ・現状では人口増は不可能、定年後戻ってくるようなことを考える。
- ・住んでいる人には関係ない、住めなくなる訳ではない。
- ・人口を増加させるしかないが、働く場所の確保が必要。

- ・中心部に人が集まり、周りが減ることはしょうがない。
- ・消滅というようなネガティブキャンペーンは好ましくない。人口減は当然のことであり、仕方がない。
- ・外国人労働者をどれだけ入れられるか。生活習慣や文化が違う面から難しいことだが。
- ・企業がないと人が来ないのではないか。
- ・人口を増やす、まとめることが必要。そのためには外国人を雇い活用することが必要。
- ・新城地区より他の地区の人口減が大きい。
- ・人口流出が多く過疎化が早いのが、前からそう言われていたもので気にしていない。手を打たないといけない。役所だけでなく、住む人全員で。
- ・人を呼び込む。移住者への優遇(税制) 策
- ・他から呼び込む海外からの移住を含める。
- ・都会からの地域おこし協力隊(都市流出の反作用的な状況)
- ・魅力ある制度を作る。これにより人をひきつけ、人口増加を。

○地域について

- ・安心して定年後、老後、最後を迎えられる街へ。
- ・社会的弱者に優しい街に。若者が最終的には戻ってくる街に。
- ・市は地域や市民に寄り添って地域力をつけ、市を盛り上げる。
- ・三遠南信や新東名で流通が良くなり地域のものが広まることが期待されるが、外のものが入ってきてしまうことが怖い。
- ・市民が市外で消費することが多くなっている。市内での消費を奨める。
- ・新東名を活用し、産業を誘致。人口減少は呼び込みが必要。奥三河から人を呼んでくる。
- ・地域ブランドというものにこだわるのではなく、心穏やかになる場所であることをアピール。
- ・地元資源(森・木々・水)の有効活用
- ・住宅用など木材の地産地消を推奨する
- ・都市部では土地が高く、居住できない。新城を都市のベッドタウンに。
- ・街がシャッター街になっている。空き家対策で学生が安く住め、地域活動をしてもらう。

○雇用について

- ・もっと企業を誘致して雇用機会を確保し、市内居住者を増やす。空き店舗を活用したら。
- ・女性が働きやすい状況を。雇用や保育の改善を。
- ・地域の雇用が永住につながるような働く場所の確保が大事。
- ・気候良し、災害少ない、福祉は充実しているが、職場が無い。
- ・新城だと従業員が集めづらい。
- ・イベントを一過性のものにせず、就職先を増やす。
- ・人口を増加させるしかないが、働く場所の確保が必要。
- ・高校など学校とのつながりがあるといい。仕事内容を知ってもらう、入社が決まった学生が3月から意欲的に職場に来ることになる。
- ・外国人労働者をどれだけ入れられるか。生活習慣や文化が違う面から難しいことだが。
- ・日本人だけでなく、海外からも人を呼ぶ。外国から労働者を招く。

- ・高齢者でも働ける場所を。
- ・若い世代が減っているのは、職場が無いのが原因。
- ・ショッピング、働く場所、子育ての環境が必要。

○若者・女性について

- ・女性が社会に復帰できる仕組みが欲しい。
- ・女性の社会復帰や産休などの取得についても経営的な面から個人商店には厳しい面がある。手当も出せないし、子育てに対しては個人商店では非常に難しい問題である。
- ・地元に残る若者が欲しい。
- ・若者が都会に出たがるのは当然。出ていけない高齢者や障害者もある。
- ・社会的弱者に優しい街に。若者が最終的には戻ってくる街に。
- ・女性が働きやすい状況を。雇用や保育の改善を。
- ・20歳～39歳に合った生活環境を整える。
- ・若者を増やす施策を。
- ・20歳～39歳の若者の考えを理解する必要がある。⇒実際の例に聞く。
- ・若者は選択肢に新城市を入れていないのでは？
- ・晩婚化を防ぐ。核家族化に向けた施策を。
- ・若者が住みやすい街づくりを。
- ・若者が農業をするにはリスクが大きい。
- ・若い女性、主婦が住みたいと思うような施設、スーパー、学校、医療施設を確保する。
- ・女性に対する政策がキー。
- ・若者が住みやすい町を作っていくことが必要。
- ・次世代の方がどう考えるかが重要ではないか。今後の課題を今から考えてもらう必要がある。
- ・若者政策をすべき。若者が集まる施策。

○子育て、医療について

- ・子育てできる環境や医療体制が十分で無い。
- ・女性が働きやすい状況を。雇用や保育の改善を。
- ・市民病院で診察できない科があり、不安。
- ・市内に助産所だけでなく、子どもを産める環境を。
- ・子育てができる土地でないと、人口は増えない。
- ・「子育てのまち」を作る。
- ・若い女性、主婦が住みたいと思うような施設、スーパー、学校、医療施設を確保する。
- ・子どもを預ける、育児してくれる場所を設置したら。
- ・子育て(幼稚園)などの環境の充実
- ・診療所の減少。新城市民病院の負担増。
- ・医療関係が充実することが大切だと考えている。
- ・子どもたちに良い環境、教育、医療
- ・子育てのしやすい市

○その他

- ・市、市民、機関が変えようという意識を向上させる。
- ・他と同じことをやってもダメなので、違うことをやる。
- ・新城は、家が建てられない。調整区域だから。厳しすぎるのでは。
- ・地域間の協力が必要。
- ・この現実の元となるものを調べなくてはいけない。原因追究。
- ・ネガティブに考えすぎている。これをきっかけとしていい方向に考えなければならない。
- ・憤慨しろというメッセージが込められているのではないか。
- ・手を打たないといけない。役所だけでなく、住む人全員で。
- ・生き残り策（他とは違いを出す技術）
- ・固定資産税の軽減等の優遇策による差別化
- ・企業を取り巻く環境にことあるごとにストレスがかかる。
- ・市民病院と診療所の共有、協力、連携。
- ・ネットワークをうまく使って、市民とつながる。
- ・健康に積極的に取り組む。⇒コミュニティのあり方の見直し。

○ アンケート調査

実施期間 平成 26 年 11 月 6 日～11 月 20 日

回収期間 平成 26 年 11 月 28 日～

実施対象 79 事業所のうち承諾が得られた 75 事業所の従業者

回収人数 856 人(男性 480 人、女性 356 人、不明 20 人)

(回答者属性)

回答者の年齢構成は、男性では 10 歳代から 80 歳代までおり、女性には 80 歳代の回答者は無かった。又男性の 70 歳代は 1.5%であったが、女性の 70 歳代は 5.1%であった。

回答者の市内居住は男性では 64.4%で、女性では 82.3%、市外居住は、男性は 34.0%で、女性では 16.3%であった。

(ポイント①)

女性の従業者は、8割が市内居住者である。回答者の業種による居住地別では、市内では製造業、介護・医療事業、建設業の順で、市外では製造業、建設業、介護・医療事業の順であった。

ア 居住地としての新都市の優れている点について

男女とも「自然がある」が最も多く、続いて「災害が少ない」、「地域のつながりがある」、「安心・安全な生活環境がある」、「その他」の順であった。

イ 生活・居住するうえで新都市の不利な点・不便な点について

「就職する場所がない」と回答した方が女性では、男性と比べて比較的多い傾向を示している。

(ポイント②)

雇用に対する点が、女性では男性よりも不利と考えている。

また、「その他」と答えた方は女性が多く、その他の意見としては、設問の記入 2 つまでの制限があったため、不利・不便な点として選択肢 4 つ「すべて」ですと回答された方が大半を占めた。

(ポイント③)

女性は、生活・居住に関心が高い。

ウ 生活・居住面で行政に求めるものについて

男性では一番に「快適な生活環境の整備」を求めているのに対し、女性では男性と同様に「快適な生活環境の整備」とほぼ同数で「雇用の場の確保」を求めていることがあり、②に不利な点の就職の場が少ないとの関連がうかがわれる。

エ 転居意向について

市内居住者は、男女とも圧倒的に転出意向はない。

(ポイント④)

課題を感じながらも、転出意向までは至っていない状況がある。

オ 世代別次世代市内居住について（子どもに対し、新都市に住んでほしい人の割合）

全体では、「はい」と答えた人は、41.38%でした。「はい」と答えた方で30歳代が45.26%と最も多く、40歳代（39.08%）、50歳代（36.62%）になるにしたがって、住んでほしい人の割合が下がり、60歳代以上（48.33%）ではまた増加する傾向がある。さらに未回答の方が上記内容と反比例し、50歳代では、25.35%と最も高くなっている。

(ポイント⑤)

若年層ではまだ現実味がないが、徐々に年齢が上がるにしたがって、現実に向き合い、子どもが就職する場面を迎えた年代で、子どもへの市内居住希望の選択に迷いが生じていることがうかがわれる。

○ 女性起業家との意見交換

以下では、ヒアリング調査における聴取した内容のうち、主なものを掲載します。

ア 経済条件（起業方法及び運転資金の調達に関する女性アドバイザー派遣の必要性、金融機関や商工会などの関わり）について

・私は完全に独自に始めた。女性が一人で仕事を始めるのは本当に難しい。まず信用が無い。運転資金は何とかあるだけで始めた。

・私はあまり人に相談するタイプではない。しかし、同じようにNPOを立ち上げている方とか、その人を通じて、同じような仕事をやられている方を紹介してもらった。女性経営者のサークルに入って、月1回食事をしながら最近の出来事を話し合っている。

・新城の中で、女性で起業された方たちのサークル的なものが出来たら参加してもいい。しかし、新城は狭く、互いの顔を知っている。内情をそこで相談し合うのは新城では難しいかもしれない。市外に出かけ、「実はこうなんだよ」という話をする事ならできる。

・もし、勉強会のようなことがあったら参加したい。経営とか事業を持続していくためにはどうしたらいいとか、いろいろなことを考えなくてはいけないから。勉強会は市外ではたくさんある。遠くだと行きづらいで、市内でやっていただければ、ありがたいと思う。

・起業について不安を少しでも解消できる方法や、次の世代につながる事業展開を学び、そうした支援制度が充実してくればいいと思う。

(ポイント⑥)

起業の不安を解消する方法として、勉強会やサークルの必要性を感じている。

・商工会の女性部にも入っている。「人と人のつながりはすごく大きい。」「人がつながるということはすごく大きいから絶対いいよ。」と言われ、入会させてもらった。会議にも少し出た。皆さん頑張っていて、そこに自分も参加させてもらっている。そういう中で、人の広がりや知識の広がりを実感できるようになっている。

(ポイント⑦)

経済団体入会の長所（価値）としては、交流範囲の拡大、視点の多様化などが指摘され、小規模事業所や個人では対応しづらい「利点」として認識されている。

・商工会の女性部に入っているが、大変といえば大変だし、楽しいこともいっぱいある。いろいろな人に会える。人の輪などがどんどん広がっていく。活動は誰もが大変だから嫌だと思ってしまうかもしれないけれど、やればや

ったで絶対プラスだと思う。自分の仕事を休んで出ていかなければならないこともいっぱいあるけれど。

・商工会は入っていない。周りに、起業した人や友達がたくさんいるので、いろいろ聞いて学んでいる。知りたいことは男性の方にも聞いたりしている。しかし、商工会のお付き合いは新城市内では一切ない。入って欲しいと言われたけど、メリットが全くないから。事業拡大で数年以内に数を増やすことも考えている。新たに店舗を設けたいという高い望みもある。

・祖母の家をそのまま借りて使用している。だれからもアドバイスは受けていない。独立した動機は、自然の成り行きである。他市で勉強したときのことが基盤となっている。何とかやっていけると思った。趣味の延長が仕事になっているから自分でも幸せだったと思う。

(ポイント⑧)

女性の起業は、独自・単独では始めているケースが多い。その要因として考えられるのは、生活関連・子育て・学習関連の業種が多く、そのサービス等への違和感や不便さから、その解消策を事業に結び付けて熱意をもって起業されているケースが多いように感じる。

イ 家庭条件（男性の理解と協力の必要性など）について

・従業員はほとんど家庭を持っていて、旦那さんの協力は必要。まず理解がないと長時間の勤務や急な出勤に臨機応変に対応できない。

・主人には洗濯をしてもらってありがたい。だから自分の仕事は自分ひとりで出来ている。

・仕事が、土日にあったり、夜遅いときもある。夜の仕事が週2回あるなど。両親や夫も協力してくれており助かっている。特に子どもの世話は、家族みんなでしている。

・主人の両親と同居しているが、私が仕事で夕方家を空けるので、3人の子どもの習い事の送迎や、夕飯の支度などは、義理の父母に頼んでいる。

(ポイント⑨)

配偶者や、その他家族の協力（自身の親、義理の親、兄弟姉妹）が、女性が仕事を興し、継続していく上で大きな条件となっている。

ウ 地域社会条件（子育て支援のあり方）について

・従業員ほとんどが子どもを保育園に預けている。おじいちゃん、おばあちゃんに見てもらっているパターンもある。

(ポイント⑩)

女性の起業者は、特に女性スタッフ・女性職員の採用時には、子育ての状況などを事前に確認し、仕事に就く上での配慮に取り組んでいる。

・新城市以外の他の市には、子どもを職場まで送ってくれるサービスがある。もし新城市でも同様のサービスを導入してくれたら、お金を払ってでも利用したい。おじいちゃん、おばあちゃんがいないと、本当に仕事が続けられないから。

(ポイント⑪)

金銭的負担をしても充実したサービス利用したいと考えており、子育てと仕事の両立に常に課題を持っている。

・子育てがらみで仕事が出来ず、お客様に迷惑をかけてしまい何度も謝ったこともあった。スタッフも子育てについては同じ状況でなんとか乗り切っている。

(ポイント⑫)

女性が起業した事業は、小規模な事業であることや、男性よりも女性従業者が多く雇用されているケースが多い。そのため、従業者の子育て支援に事業所全体で取り組まなければならない状況にある。

・「子どもが熱をだしたので休む。」というようなことをスタッフが言ってきたらどうするか。難しいけれど、予約を受けてこなしているので、経営的に「いいよ」とは言えない。それぞれ同じ時間に予約をこなすため、助けることもできない。「子どもが熱を出したときにだれも面倒をみてくれないので仕事を休ませてください。」という人は雇わない。お客さんからの信用問題になってしまうから。親御さんが協力しない人はお断りになってしまう。

(ポイント⑬)

業務上の信頼と従業者の子育て環境のはざままで、起業者も、やむなく従業者の雇用方針を決めている厳しい状況がある。

エ 支援行政（産業フェアの開催など、顧客とのマッチングの必要性など）について

・マッチングの話を持ってこられ参加させてもらったことがある。その際、「こういう良いものがあるから、それを取り扱い、つくっていこう。」と視野を広げることができた経験がある。自分の利益だけでなく、顧客のために考え行動することは本当に大切だなと思った。その経験があり、今も頑張っている。

・異業種の連携など、普段の仕事では全然関係ない人たちが集まってわいわい話してみたいなことができる機会

がないと、これからは自分の中だけでは止まってしまうような気がする。行政による支援も、直接個々の利益につながらなくても、事業者が集まり、各々が刺激を与え合うことで、結果的に利益を出せるようにする環境づくりが一番いいかなと思っている。

・商工会が主催して、いろんな商売をしている人たちを集め、盛り上げるイベントや機会を作るべきだと感じた。いろいろな商売をしている人たちが、例えば自分の作ったものを食べてもらえ、いろんな感想を言ってもらえると嬉しい。そこで、また商売が広がっていくと思う。だがら、1個の商品を作るときにも、分野は関係なくみんなで盛り上げていける機会がもっとほしい。いろんな分野で商売をしている人がいれば、様々な意見が聞けると思う。

・週に2回、夜お店が閉まってから、友達6人で英会話教室をこのお店でやっていたが、今度から月に2回、豊橋からアメリカ人講師をここに呼んでやりはじめた。お店は宴会場やミーティングスペースとしても貸したりしている。

・異業種交流など、いろいろ交流を持とうとしてきたが、できなかったのが残念。

(ポイント⑭)

業種の違いにより交流の仕方に工夫を凝らさないと、折角の交流が実を結ばないこともある。行政が支援をする場合、こうした工夫を事業者と一緒に考え、きめ細やかな対応をしていくことが求められている。

・以前一緒に仕事をしていた人と、アイデアなどを交換したりしている。同業種のなかでの意見交換である。一人だと、だんだんと限界に直面するため。そのほか、自分の目を養うためにいろいろなところに出かけて行って、自分の興味や関心を広げる努力をしている。

(ポイント⑮)

同業種、異業種等の交流は、単に事業拡大や、新事業への展開など事業に対する影響にとどまらず、自己啓発や能力開発につながる人材育成の機会と認識されている。

オ ネット取引等の可能性や新城の魅力を事業につなげるために必要な地域資源や起業人材の内容など

・ホームページは作成している。年々見たという人は増えている。私も一時ネット取引を考えたことがあって、ネット取引が一番有効な手段なので、次の夢にする。

・女性は、生活に根差したニーズみたいなものをしっかりと持っている。女性は生活の課題に敏感なので、それを解決するためにほかの人と分かち合って課題が解決できたらいいのに、と考える傾向がある。そうした女性ならではの感性を活かし支援してほしい。そうした女性ならではの生活に根ざしたニーズをうまく生かせれ

ば、女性の起業をもっと増やしたり、事業の拡大に活かしてもらうことができる。

(ポイント⑯)

女性の視点は、生活密着からの発想が強く、共感される女性も多い。生活密着型の視点を多く持てるよう支援することが大切である。

・やっぱり働く時間がすごくネックになっていて、親御さんは仕事をしたくても子どもの送り迎えの時間を考えると長い時間働けない。企業側はこの時間は居てもらいたいと考える。こうなると難しい。断然、女性は家でもできる仕事の選択があった方がいいと思う。ネット環境が整備されてきたので、会社に出なくても家庭にいて仕事ができるという働き方がほしい。そうした提案を女性の立場からできるといいと思う。

(ポイント⑰)

女性の起業（働き方）は、自宅勤務の選択からの発想も強い。多様化する働き方を模索しているニーズは女性の方が強いとも感じられる。

・たまたまフェイスブックを始めた。そしたらだんだん見てくれる人が増えて、注文したいという方も増えていった。最初の注文販売は自分の直接的な口コミだった。広告を出すわけでもないし、広告を出すほどお金もないし、口コミで広がっていくことを実感した。今ではフェイスブックによる口コミも、商売を広げるうえで役に立っている。

・客は、ネットではなく、すべて直接の口コミで広がった。今ではリピーターが多く、その人が好きな人を連れてきてくれる。女性も男性も一人で気軽に来られるという感じ。来て、のんびりして、私と喋って元気になって帰っていく。

(ポイント⑱)

口コミは、ヒトを介して広げる場合と、フェイスブックなどネットを介して拡散させる場合がある。商売の仕方を注意深く聞いて、どのような方法が適しているのか、段階を追って丁寧に相談に乗るなど、支援することが大切である。

・ホームページを弟に手伝ってもらって作った。主にフェイスブック、ホームページ、ブログなど3種類をネットでやっている。ネットが強いということが勝てた（客を増やせた）要因。今後は市外から客を入れたいと思っている。他の市にも発信できる記事にしている。ネットでは、ラインも始めている。

(ポイント⑲)

徹底したICTの活用で、他店と差別化を図ることが商売の成功につながっている。

・パソコンが苦手なので、人を介した口コミで商売を広げている。ホームページもやっていない。同業種の人からも「ホームページを載せるだけでも違うよ。」と言ってもらうけど、まだやっていない。

・ネット取引については一切やっていない。人を介した口コミで細々とやっている。

(ポイント⑳)

ICTの活用を意図的に行っていないのか、活用のスキルが不足して実施できないのか、事業者の考え方は尊重しつつも、スキル習得の機会を増やすなど、事業者のニーズを適確に把握しながら情報化の支援を進める必要もある。

カ その他

・前の職場は、志がいろいろあって辞めた。職場には、いい面もマイナスの面もある。起業をしたのは、個別に、柔軟に仕事をしたかったため。

・自宅でお店を開いて、はたして買いに来てくれる人がどれだけいるだろうか。家庭を持っていて、自分の賄いでやっていくためには、赤字になってはいけないし、ということで、注文販売を始めた。自分にできることはこれしかない、これが収入に繋がることだし、趣味を生かせること、そう考え、自分のやりがいにもなったので、成功した気がする。注文販売なら家庭のこともしっかりやりながらできる。これまでは、注文を受けたものの、家庭の行事を欠かせないと判断し、注文をお断りしていた。今は、家庭を第1に考えての仕事になっている。

・結婚前は起業なんて考えておらず、結婚がゴールと思っていた。結婚の先のことは考えられなかった。子育てを始めると、時間もあつという間だった。しかし、主人の給料だけでやりくりするのも大変。そんな時に資格を生かして仕事をしたいと考えた。今の仕事と同業種の方で、他市で起業されている女性に話を聞いてもらったところ、「私でもやれるんだー。」と思い、起業につながった。

(ポイント㉑)

女性の起業者は、経歴や起業のきっかけ、家庭条件、資金調達などあらゆる面で違いがあり、一律の支援策で対応出来るものではないと感じる。起業ニーズを適確につかむ施策と、それぞれに即したきめ細やかな総合的な支援策が求められている。

3 地域産業総合振興条例素案について

(1) 条例素案の全体構成

(仮称) 新都市地域産業総合振興条例素案についての構成は、以下のとおりとしました。

1 前文

本市の産業のこれまでの成り立ちや市の発展に貢献してきた地域産業への理解を明らかにし、これからの地域産業の将来展望をするために新たな取り組みの必要性とそのための仕組みを明らかにしています。

2 目的

条例を制定する目的を明らかにしています。

3 定義

全体を通して使われている言葉のうち、「市民」、「若者」、「地域産業」、「産学官金労」について定義し、意味を明確にしています。

4 市長の責務

市長が果たす責務を明らかにし、その内容は、地域産業振興指針と振興計画策定等としています。

5 議会の責務

議会の責務を明らかにしています。

6 事業者の役割

事業者の役割を示し、地域貢献についても努めることとしています。

7 市民の役割

地域産業振興のため、市民の役割を示しています。

8 基本的方向

地域産業の方向性を示し、その内容について明らかにしています。

9 産業自治振興協議会

推進体制を明示し、その組織の所管範囲を示しています。

10 条例の見直し

常に社会変化や産業の状況等に適応しているかを検証し、条文を見直し、改正することを示しています。

(2) 条例素案

新城市地域産業総合振興条例（素案）

新城市は、豊かな自然と歴史に恵まれ、東三河、遠州及び南信州からなる三遠南信地域の人的交流の要所として発展し、様々な産業を育ててきました。

こうした産業は、日本経済の成長とともに発展し、本市に暮らし、就業の機会を求める市民に対して、雇用の場を提供するとともに、所得をもたらし、消費を通じて安定した地域経済の発展に貢献してきました。

産業の発展は、地域経済の発展を通じ、個性あふれる固有の産業や伝統技術を育み、今日に伝えています。

少子高齢化が加速する今日、本市が魅力と可能性のあふれる都市として存在感を高め、市民が求める行政サービスを提供できる自立した都市であり続けるためには、これまでに培ってきた産業や伝統技術の継承に加えて、新たな取り組みが必要といえます。

未来の新城市を展望するためには、市民、事業者、市、行政区等が連携し、地域経済が持続的に発展するよう、きめ細かな支援を図るための体制を今こそ構築することが重要であるといえます。

そこで、本市では、三遠南信地域を始めとした近隣地域や大都市、さらには国外との交流連携を図りながら、こうした体制を築き、地域産業を総合的に振興することをめざして、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、新城市の地域産業の振興に関して基本的な事項を定め、市民、事業者、市、行政区等が協働し、本市の自然、生活環境、歴史文化、技術、資本、人材等を活かし、持続可能な地域経済を築くことを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 住民、市内で働く人若しくは学ぶ人又は市内において公益活動をする団体をいいます。
- (2) 若者 おおむね13歳からおおむね29歳までの者をいいます。
- (3) 事業者 市内において生産、加工、販売、供給等の産業活動を行うすべての個人又は法人をいいます。
- (4) 地域産業 事業者が、自然、生活環境、歴史文化、技術、資本、人材等を活かし、市内、三遠南信地域を始めとした近隣地域や大都市及び国外との協力連携を図りながら、人々が働き続けることのできる職場を創出し、よりよいまちを未来に向けて創造する産業をいいます。
- (5) 産学官金労 事業者等を支援する経済団体、大学等の研究機関、国、県その他の行政機関、金融機関及び労働団体をいいます。

(市長の責務)

第3条 市長は、市民、事業者、行政区等と密接に連携し、地域産業振興のための指針(以下、「地域産業振興指針」という。)並びに振興計画を定めるものとします。

2 市長は、市民、事業者、行政区等が行う地域産業の振興を推進する活動を支援するために、産学官金労と連携し、施策を講じることとします。

(議会の責務)

第4条 議会は、地域産業振興指針に基づき地域産業の総合的発展のために、次に掲げる事項について、市長の責務の履行を確認し、助言を与えるものとします。

(1) 市長が行う施策

(2) 地域産業振興指針の推進に当たり必要な措置

(事業者の役割)

第5条 事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとします。

(1) 技術及び技能の向上、経営基盤の改善及び強化並びに従業員の幸せの実現に努めること。

(2) 地域の自然、生活環境及び歴史文化を保全し、かつ、活かし、事業活動を通じて市民の雇用及び地域の活性化に貢献すること。

(3) 市民、行政等と協働し、地域の公共的活動に積極的に参加し、住みよいまちづくりに貢献すること。

(市民の役割)

第6条 市民は、事業者が地域の環境や福祉の向上に寄与し、事業活動に励んでいることを理解し、次に掲げる事項に協力し、地域産業の振興に努めます。

(1) 事業者が提供する商品及びサービスに関心を深め、購入するよう努めること。

(2) 事業者が提供する商品及びサービスについて、事業者に対して提案し、又は意見を伝えるよう努めること。

(基本的方向)

第7条 この条例の目的を達成するため、本市では市民、事業者、行政区等が協働し、地域資源の価値を学び、地域産業の振興の仕組みを総合的に強化し、市内での消費、投資、取引等を通じて資本の循環を促し、地域経済が持続的に発展するよう、次に掲げる支援を行います。

(1) 市内での雇用を増やし、又は取引を拡大し、技術革新及び商品開発に取り組む事業者への積極的な支援

(2) 地域資源を発掘し、起業し、又は創業するとともに、新技術及び新事業の開発に努める事業者への継続的な支援

(3) 市内で起業し、又は創業する若者及び女性への人材、資金、情報等の提供による総合的な支援

(4) 地域協議会の理解及び協力を得て、コミュニティビジネスにより地域社会の自立を図ろうとする地域自治区への人材、資金、情報等の提供による総合的な支援

(5) 市内、三遠南信地域を始めとした近隣地域、大都市及び国外の消費者及び事業者

との交流並びに連携促進への支援

- (6) 自然災害、東海地震等を想定し、災害等から被災者の命を守り、生活再建、事業所再建等に貢献する産業への人材、資金、情報等の提供による総合的な支援
(産業自治振興協議会)

第8条 市長は、地域産業の振興を内発的、総合的及び持続的にきめ細やかに支援するために、新城市産業自治振興協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市民、事業者、行政区等及び産学官金労と協働して地域産業振興指針及び振興計画を策定し、適正な運用を行っていくものとします。

3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

(条例の見直し)

第9条 市長は、3年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、必要な場合は改正を行います。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 おわりに

私たち新城市地域産業総合振興条例審議委員会委員16名は、平成26年7月に条例のあり方等を検討するため、穂積亮次市長から委嘱を受けました。

以来、9回に及ぶ審議委員会を開催するとともに、その委員会で新城市における地域産業総合振興条例素案に盛り込むべき内容を検討するために、条例策定の先例地を訪問しての状況調査、市内79事業所へのヒアリング調査、865人の従業者等へのアンケート調査を行いました。さらに、市内の女性起業者との意見交換、若者会議への参加による情報収集等も行い、貴重な意見を多数得ることができました。

その他、自治基本条例にもとづき設置された市民自治会議へも参加し、意見聴取にも取り組みました。

本答申は、以上で紹介してきた委員の回を重ねた熱心なグループ討議の結果であるとともに、女性起業者をはじめ市内の事業者や従業者の実態調査で明らかとなった思いや意見にもとづき、取りまとめたものです。

今後は、これまでの議論の過程や成果を十分に活かされ、新城市の未来につなぐ、画期的な地域づくり政策の一つとして、(仮称)新城市地域産業総合振興条例を制定されることを切に願います。